

名証自規第607号
平成25年11月29日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

上場株券に係る上場時価総額基準の取扱いの一部変更措置の解除について

平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち、上場時価総額に係る基準について、平成21年1月末から本年12月末までの間、取扱いを一部変更して当該基準の適用を行ってまいりましたが、現下の株式市場の状況に鑑み、以下のとおり、本措置の適用を平成26年3月末までとし、平成26年4月1日より本措置の適用前の基準を適用することとしましたのでご通知いたします。

【一部変更措置の解除前・解除後の時価総額基準】

区 分	解除前の基準 (平成26年3月まで適用する基準)	解除後の基準 (平成26年4月以降適用する基準)
市場第一部から市場第二部への 指定替え基準	12億円未満	20億円未満
本則市場(市場第一部・第二部)の 上場廃止基準	3億円未満	5億円未満
セントレックスの上場廃止基準	1.8億円未満	3億円未満※ (平成26年1月を目途に 「2億円未満」へ変更予定)※

※ セントレックスの上場廃止基準については、平成26年1月の施行を目途に現行基準(解除後の基準)を変更するための規則改正を予定しています。

当該内容については、「新規上場の促進に向けた上場制度の見直しについて」(制度要綱)をご参照ください。(制度要綱は、当取引所ウェブサイトにおけるパブリック・コメントのページ(<http://www.nse.or.jp/rule/public/>)に掲載されています。)

(注) 本措置解除前の基準に抵触し指定替え又は上場廃止に係る猶予期間中である場合、平成26年4月以後に猶予期間から解除されるためには、本措置解除後の基準を充たすことが必要となります。

【本件に関するお問合せ先】

㈱名古屋証券取引所 自主規制グループ上場監理担当 電話：052-262-3174